女性が輝く先進企業表彰実施要領

平成 26 年 9 月 12 日 男女共同参画局長決定

一部改正 平成 26 年 9 月 29 日

一部改正 平成 27 年 7 月 27 日

一部改正 平成 28 年 8 月 4 日

一部改正 平成 29 年 8 月 2 日

女性が輝く先進企業表彰実施要綱(平成26年9月2日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。)第8項第1号に基づき、女性が輝く先進企業表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 推薦の範囲及び推薦区分

推薦の範囲は、要綱第2項に該当する企業とする。

推薦区分として、「A区分」と「B区分」を設ける。

「A区分」は、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業、「B区分」は、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業とする。

2 推薦の手続

- (1)関係府省、各都道府県・政令指定都市並びに日本経済団体連合会、経済同友会 及び日本商工会議所(以下「経済3団体」という。)等は、内閣府男女共同参画 局長からの推薦依頼に基づき、候補企業の推薦を行うものとする。
- (2)推薦に際しては、別添の推薦調書により、推薦される企業の概要、表彰の理由となる功績等を具体的に明記するものとする。
- (3)推薦に当たっては、「女性活躍推進法」に基づき取組を実施するとともに、厚生労働省ホームページ「女性の活躍推進企業データベース」において女性の活躍 状況等の全項目(「B区分」については、女性が輝く先進企業表彰選考基準参照) を開示していること、かつ、役員に一人は女性を登用していることを要件とする。
- (4) 関係府省、各都道府県・政令指定都市が実施している関連表彰制度の受賞企業 を推薦することが望ましい。
- (5)推薦調書の提出の際には、各被推薦企業の一般事業主行動計画書を添付すること(「B区分」については任意とする)。

3 女性が輝く先進企業表彰選考委員会

内閣府男女共同参画局長は、女性が輝く先進企業表彰選考委員会(以下「選考委員 会」という。)を開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、政令指定都市及び経済3団体等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、別紙の選考基準等を踏まえ、被表彰企業の案を作成する。

(2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府男女共同参画局長が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4 表彰の種類及び対象

(1) 内閣総理大臣表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業

(2) 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰 特に顕著な功績があったと認められる企業

5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は2件程度、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)による表彰は5件程度とする。

6 その他

表彰の実施に関し、その他必要な事項は内閣府男女共同参画局総務課長が定める。